

第 2 回検討会における意見聴取の概要

新潟県知事 泉田 裕彦 氏

現行の制度では支給要件や用途等いろいろな基準が一律に細かく定められており、地域特性や被災者のニーズに合致した迅速な対応ができず、活用しづらい。このため、真に支援が必要な人に支援が届かない。具体的な問題の例としては、

- ・大家族が不利になる（3世代同居の世帯の場合でも世帯としての総収入が基準）
- ・地盤災害が甚大であっても住家部分の被害のみで判定され、支援対象にならない
- ・退職金でアパートを建てた家主が支援を受けられず、入居していた学生が支援を受けた

などがあった。

被災者にとっては元の生活を取り戻すことが重要。一律の基準で対応することで、農業で何とか暮らしていた人が町中の公営住宅に入ると、それだけでは済まずに生活保護を受けるということになりかねないから、被災者自身の問題のみならず、結局は公費負担を増大させることになる。

住宅本体への支援が被災者のニーズ。これで自分の元の生活環境を取り戻せる。住宅本体を含まない国の制度と住宅本体を含む自治体の制度との実支給額の実績比較からわかる。

一方、自治体の現場では、支援制度の細かな要件等の被災者への説明や、具体的な運用についての国や支援法人との調整など、自治体においては制度運営に多大な時間と労力を割かれている。

真に支援が必要な人は、市町村や行政区などの現場でこそ的確に把握できる。全国一律の基準では却って被災者間の不公平感が増大する。

被害の状況に応じて、国が自治体に資金を一括して給付し、地方の裁量で執行する制度の導入を検討してはどうか。そうすることで、真に支援が必要なところに集中して効果的な支援がなされ、結果として国家財政の負担を軽減できるのではないか。

長岡市長 森 民夫 氏

経費区分及び支給条件等の制限を撤廃してほしい。

- ・住宅の修繕費、再建築経費、宅地の原形復旧費が対象となっていないため、住宅を解体した後にそこを離れるために解体・撤去費を申請できなかった世帯が250世帯あった、住宅再建する資力のない世帯が解体撤去する場合の支援措置がない、などの問題があった。

- ・生活関係経費と居住関係経費の対象範囲が狭く、支給条件等の制限が厳しく定められているため、限度額300万円であっても、生活関係経費の100万円しか支給されず、不満のある世帯が多い。被災者にも理解してもらいにくく、それを説明するための自治体の時間と労力が極めて大きい。

全壊・大規模半壊の被害認定ではなく、被害点数に応じた支援にしてほしい。被害区分（ランク）が4段階しかなく、その違いによる支援金の差が大きいいため、ランクの境界近くでトラブルになる

ことが多い。被害認定調査の点数×単価という方式で、きめ細かく支給額を決定し、被害度合いがあがるにつれて支給額を緩やかに高くする必要がある。

収入要件、年齢要件の見直しを行ってほしい。同じような被害を受けた同級生が誕生日の違いで支援を受けられた場合と受けられない場合とに分かれて大きな問題になった。被災者間の「不公平感」が大きく、他人と比較して不満や摩擦が生じないような仕組みとする必要がある。

阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク代表 小林 郁雄 氏

地域の人たちが、自分の責任の中で、自分の力で自立できることが復興であり、そのための支援が必要。自力ではなかなか自立できない人のために被災者生活再建支援法がある。被災者の総体としての生活(=「暮らし」)が復興するためには、「すまい」「しごと」「まち」が重要。特に「すまい」が安定していないと、地域の活力源がなくなってしまう。したがって、住宅に対する支援は、まちの復興のために必要である。

「すまい」に関して一番大事なのは、展望。行政は、被災者がどういうプロセスで「すまい」を再建できるのか、それをどのように支援するのか、といったプログラムを提示することが重要。

高齢者は、住宅再建資金を出したとしても、住宅を建てるかどうかわからない。自分の力で、もう一度そこに住もうという意欲を持たないかぎり高齢者の住宅再建は進まず、だからこそ、高齢者のすまいに対して支援すべきである。

個別の住宅の再建にいかん支援するかについては、自分の家ができることが、自分の地域の再生に不可欠ということ、また、それは地域経済、地場産業の活性化と非常に密接な関係があり、地域経済の再生、地域の活力源としても意義が大きいという点を考慮すべきである。

コレクティブハウジングやグループホームといった新しい住まい方に対する支援も必要である。

住宅の再建に必要な資金すべてを支援金で賄えることは考えられないが、今まで住んでいたところで生活を再建するというメッセージとして、住宅再建に必要な資金のせめて3分の1くらいを支援できる仕組みがあればよい。

NHK解説主幹 山崎 登 氏

住宅の再建が進まないと、町の復興も地域の復興もうまくいかないと感じる。3つのことから、住宅の再建は復興に際しての最大の課題の一つと考える。

まず、被災者が復興に向けて前向きになるために住宅の再建にめどがつくかどうかが大きく影響していること。中越地震の時に調査が行われている。次に、鳥取県西部地震の取材経験。住宅再建への支援金が発表されたことで、被災地の雰囲気が一変した。3つめは、経済活動等地域の全体的な復興に、一人一人の生活の安定は不可欠であり、そのための住宅に対する支援が必要である。

現在の支援法については、利用条件と用途の制限の見直しと、事務手続きの簡素化が必要。自治体の独自制度と国の制度との実効性の大きな差は、新潟だけでなく全国的な傾向として認められる。

この制度とこの制度の役割について、もう一度考える必要があるのではないか。

他方、住宅の耐震化、地震保険、共済制度などといった住宅に関する施策の中で、被災者生活再建支援法の位置づけを再度考える必要がある。特に、住宅の耐震化は強力に推進していく必要があり、耐震化率が90%までいけば、被災者生活再建支援法の運用実態は今とは変わってくるだろう。

復興に向けての取り組みには、複数の物差しが必要。雪国では年の半分は何もできないように、制度の適用はそのとおりにいかない地域がたくさんある、ということを踏まえる必要がある。

被災者と被災地域の自治体に、国として後押しする気持ちがストレートに伝わる、使いやすく、わかりやすい制度をぜひ作っていただきたい。